

## 埼玉県雇用創造プロジェクト推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 厚生労働省「令和3年度地域活性化雇用創造プロジェクト募集事業概要」別紙1「地域活性化雇用創造プロジェクトにおける協議会について」に基づき、地域の雇用・経済情勢や地域ニーズなどを踏まえた事業の立案・実施に資するため、関係機関や外部の専門家等から意見・助言等を求め、適切かつ効果的な事業の在り方を検討するとともに、県による事業立案に係る提案及び助言、事業の進捗状況の把握及び政策効果の検証等を行うことを目的として、「埼玉県雇用創造プロジェクト推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (構成員等)

第2条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は埼玉県産業労働部長を、副会長は埼玉県産業労働部雇用労働課長をもって充てる。

### (協議会の開催等)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は協議会の議事を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が協議会に出席できない場合等は、会長の職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

### (その他)

第4条 協議会の事務局は、埼玉県産業労働部雇用労働課に置く。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

## 別 表

機 関 名	役 職 名
埼玉県	産業労働部長（会長）
	産業労働部 雇用労働課長（副会長）
川越市	産業観光部 雇用支援課長
埼玉労働局	職業安定部 職業安定課長
関東経済産業局	地域経済部 社会・人材政策課長
日本労働組合総連合会 埼玉県連合会	副事務局長
埼玉県商工会議所連合会	専務理事
学識経験者	国立大学法人埼玉大学 教授 小林裕一